

令和7年2月28日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和7年2月12日付託分)

附 属 資 料

くらし安全防災局

目 次

ページ

1 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表【くらし安全防災局関係】	1
---	---

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表【くらし安全防災局関係】

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～3の2（略）	（略）	1～4（略）	（略）
<p>4 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（令和6年政令第314号）第2項に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第16条第1項及び第21条において準用する高圧ガス保安法第39条第1号の規定により、高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設等の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。</p> <p>(2) 法第24条第1項の規定により、経済産業大臣からの通知を受理すること。</p> <p>(3) 法第24条第2項の規定により、公安委員会等に通報すること。</p> <p>(4) 法第37条第2項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、承認製造者等に対し報告を求めること。</p> <p>(5) 法第38条第1項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、職員に承認製造者等の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び高圧低炭素</p>	横浜市、川崎市及び相模原市	(新規)	

改 正		現 行	
<u>水素等ガスを収去させること。</u>			
4の2～160 (略)	(略)	4の2～160 (略)	(略)